

「この世は、それを知ると否とにかかわらず、キリストとの関係において存在している。この世のキリストとの関わりは、具体的には、この世における特定の神の委任において示される。聖書はそのような神の委任として、労働・結婚・政治的権威・教会の四つを挙げている¹⁰⁾」。

委任は神の戒めとしての力を持つ地上の要求の具体的な形をとった神からの召しである。ボンヘッファーが委任 (Mandate) という用語を用いたのは、倫理的行為の具体的な形が自己決定を越え、またそれに対立する神の戒めへの責任であることが明らかになるためであった。

神の委任は、ただイエス・キリストにおいて啓示されている神の一つの戒めのみにかかっている。神の諸委任はキリストの現実性、すなわちイエス・キリストにおいて啓示されるこの世と人間に対する神の現実性を構成する制度や諸秩序として、上からこの世に導き入れられる¹¹⁾。

したがって神の委任は、キリストがこの世界の中に共同体と戒めという形をとって存在することを明らかにしているのである。それはその委任を支配したもう神への絶えざる関係によって委任を人格化し、また異なる「諸領域」の他律性に対して委任を統一することによって、ルターの「創造の秩序」と「身分」という教理を明確にしようとする試みであると言える¹²⁾。

第二は、責任を負う生活の構造という彼の主張が注目されねばならないであろう。ボンヘッファーは「責任を負う生活の構造」を次のように説明している。

1. 現実に対する即応性。受肉がそれを可能にした。2. 他者への責任。これは人間の運命と物の世界が人類に向けられている限りにおいて物に対しても同じように自らを全く束縛されたイエスの代理の業において、最も完全に表現されている。3. 罪を引き受けること。それはイエスが責任的に行為する時には、イエス自身は罪なき者であるにも

かかわらず、咎ある者になりたもうたことを意味している。4. 自由。カント的意味で保たれる自律ということではなく、いかなる留保もなく引き受けられた責任であり、それによって歪められた日常世界がくり返し真に統一された現実性になりうるといことである。

したがって、責任を負う生活は現実に対して即応する生である¹³⁾。責任とは、現実のあらゆる抵抗を排して、がむしゃらに推し進めることのできるような倫理的原則を持っているのだというような幻想を打ち破る。責任ある人間にとって、与えられた状況は単に自分の理念や構想を力で押しつける素朴なものではなく、状況自身が人を行動へさそい込み、またその行動に形を与えるのである。

ボンヘッファーは、キリストに従って生きること、すなわちキリストに即応する行動は、まさに現実に即応する行動であるとして、次のように主張している。

「世界はどこまでも世界である。なぜならこの世界は、キリストにおいて愛され、裁かれ、和解された世界であるからである。いかなる人間もこの世界を飛び越えて、この世を神の国とする任務を与えられてはいない。しかし他方、悪い世界をその運命のなすがままにゆだねて、ただ自分自身の徳のみを救おうとする敬虔なる怠惰を助成するものでもない。そうではなく、人間はこの世界を、神によって創造され、愛され、裁かれ、和解された世界として認識し、この認識に従って、この世界の中で行動するという具体的な、したがって、限定された責任の場におかれるのである¹⁴⁾」。

第三は、究極のものと究極以前ののものとの関係においてである。この考えはボンヘッファーの倫理学において、最も充実しており、重い意味を持っていると思われる。ベートゲの検証によれば、究極のものと究極以前のものという課題は、1940年11月末から1941年2月中旬までの間に、

10) Ethik, S. 220.

11) Ibid., S. 305-306.

12) J. Moltmann: "The Lordship of Christ and Human Society" in J. Moltmann and J. Weissbach: Two Studies in the Theology of Bonhoeffer, p. 91-94 参照。

13) Ethik, S. 242.

14) Ibid., S. 247.